

瀬戸市告示第 90 号

平成 29 年瀬戸市告示第 23 号（地方自治法第 231 条の 2 第 6 項による指定代理納付者を指定した件）の一部を次のように改正し、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

平成 30 年 6 月 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 指定代理納付者に納付させる歳入 (1)から(3)まで <省略> <u>(4) 国民健康保険料</u>	2 指定代理納付者に納付させる歳入 (1)から(3)まで <省略>